

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品等及び数量

迷惑メール対策装置 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成24年3月1日から平成29年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月28日（水）午前10時

イ 場所 長野県庁 議会棟401号会議室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成23年9月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州ツキノワグマ研究会

## 3 代表者の氏名

泉山茂之

## 4 主たる事務所の所在地

松本市開智二丁目9番8号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、豊かな自然の象徴である大型野生動物ツキノワグマの生態研究および保護管理の活動を通じ、ツキノワグマとその生息環境の保護・保全を図り、科学的根拠に基づく保護管理策の施行により、野生動物と人間の共存を実現することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田丸子ショッピングセンター

上田市長瀬2843-4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501-1

3 変更事項

(1) 店舗面積の合計

変更前	変更後
1,220平方メートル	2,213平方メートル

(2) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
83台	129台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(3) 駐輪場の位置

位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	88平方メートル	88平方メートル
2	—	111平方メートル
合計	88平方メートル	199平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	7立方メートル	7立方メートル
2	6立方メートル	6立方メートル
3	—	9立方メートル
合計	13立方メートル	22立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド	午前9時	午後11時	午前9時	午後11時
小野寺勝彦	午前9時	午後11時	—	—
有限会社ヤマ上酒店	午前9時	午後11時	—	—
株式会社コメリ	—	—	午前9時	午後8時

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時から午後5時まで	午前6時から午後5時まで
2	—	午前8時から午後7時まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の位置

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日

平成24年3月27日

駐車場の自動車の出入口の位置については平成23年11月18日

5 届出年月日

平成23年8月26日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年9月15日から平成24年1月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品丸子店

上田市上丸子1023 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上田交通株式会社

上田市天神1-2-1

3 変更事項

## (1) 店舗面積の合計

変更前	変更後
1,171平方メートル	2,752平方メートル

## (2) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
50台	108台

位置は届出書に添付された図面のとおり

## (3) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	15台	15台
2	—	15台
合計	15台	30台

位置は届出書に添付された図面のとおり

## (4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	98平方メートル	98平方メートル
2	—	40平方メートル
合計	98平方メートル	138平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

## (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	50立方メートル	22立方メートル
2	—	22立方メートル
合計	50立方メートル	44立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

## (6) 駐車場の自動車の出入口の位置

	変更前	変更後
入口	3箇所	4箇所
出口	3箇所	4箇所
合計	6箇所	8箇所

位置は届出書に添付された図面のとおり

## 4 変更年月日

平成24年4月30日

## 5 届出年月日

平成23年8月31日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成23年9月15日から平成24年1月16日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成23年9月19日に開催を予定していた長野都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部守一

## 中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成23年9月18日に開催を予定していた岡谷都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部守一

## 中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部守一

## 1 建築物の建築の計画

## (1) 建築場所

埴科郡坂城町大字中之条字寺浦1132-1、1132-3、1133-1

## (2) 建築主氏名

(有)柳澤工機 (代)柳澤 英一

## (3) 用途地域

第一種住居地域及び第二種中高層住居専用地域

## (4) 敷地面積

1,559.41平方メートル

## (5) 主要用途

工場（工場事務所・工具用物置）

## (6) 構造及び階数

木造平屋建て・鉄骨造平屋建て

## (7) 工事種別

増築

## (8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	106.88m <sup>2</sup>	474.03m <sup>2</sup>	580.91m <sup>2</sup>
延べ面積	99.91m <sup>2</sup>	474.03m <sup>2</sup>	573.94m <sup>2</sup>

(9) 建ぺい率 37.26パーセント  
容積率 36.81パーセント

## 2 日 時

平成23年9月21日(水) 午後2時から

## 3 場 所

埴科郡坂城町大字中之条1341

坂城町中之条公民館 1階 会議室

建築指導課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所  
飯田市上郷黒田182-1
- (2) 建築主氏名  
森下 秀治
- (3) 用途地域  
第一種住居地域
- (4) 敷地面積  
141.44平方メートル
- (5) 主要用途  
ドライクリーニング店舗(作業場)兼用住宅
- (6) 構造及び階数 鉄骨造  
地上4階建て
- (7) 工事種別  
新築
- (8) 規 模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	67.77m <sup>2</sup>	0.00m <sup>2</sup>	67.77m <sup>2</sup>
延べ面積	212.91m <sup>2</sup>	0.00m <sup>2</sup>	212.91m <sup>2</sup>

(9) 建ぺい率 47.91パーセント  
容積率 150.53パーセント

## 2 日 時

平成23年9月28日(水) 午後1時30分

## 3 場 所

飯田市上郷飯沼3092-9 飯田市上郷公民館 101会議室

建築指導課

## 公告

上伊那美和土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年9月15日

長野県上伊那地方事務所長 市川 武二

## 理 事

## 新 任

氏 名	住 所
保科 武 寛	伊那市長谷非持3517番地
伊藤 昭 男	伊那市長谷非持625番地
伊藤 昭 人	伊那市長谷非持1601番地1
中山 顯	伊那市長谷溝口1462番地
中山 康	伊那市長谷溝口468番地
久保田 忠 博	伊那市長谷黒河内1177番地

## 重 任

氏 名	住 所
北原 幸彦	伊那市長谷非持2710番地
池上 盈 明	伊那市長谷非持2501番地
伊藤 功	伊那市長谷非持1230番地
西村 博 夫	伊那市長谷溝口2452番地
市ノ羽 茂 則	伊那市長谷黒河内1109番地
小松 勇	伊那市長谷黒河内1251番地

## 退 任

氏 名	住 所
伊藤 善 明	伊那市長谷非持3510番地
池上 要 市	伊那市長谷非持1536番地
伊藤 順 敏	伊那市長谷非持1096番地
伊東 耕 平	伊那市長谷黒河内864番地
中山 梅 治	伊那市長谷溝口1389番地
小池 茂 成	伊那市長谷溝口2353番地

## 監 事

## 新 任

氏 名	住 所
中山 梅 治	伊那市長谷溝口1389番地

## 重 任

氏 名	住 所
池上 力	伊那市長谷非持2655番地
伊藤 右 武	伊那市長谷非持323番地

## 退 任

氏 名	住 所
保科 政 男	伊那市長谷溝口1582番地

農地整備課

## 公 告

善光寺川中島平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年9月15日

長野県長野地方事務所長 望月 孝光

## 理 事

## 新 任

氏名 住所  
 長沼 健 長野市大字大町31番地  
 中島 一教 長野市稻里町下水鉈352番地  
 赤沼 満 長野市大字北長池1544番地  
 宮澤 雄彦 長野市真島町真島789番地

## 重任

氏名 住所  
 奥野 健 長野市篠ノ井杵淵209番地  
 小林 成四郎 長野市川中島町御厨1766番地

## 退任

氏名 住所  
 轟 渡 長野市大字大豆島1890番地  
 岡澤 義雄 長野市小島田1068番地  
 飯島 貞次 長野市大字大町50番地  
 上澤 宏水 長野市青木島町大塚64番地

## 監事

## 新任

氏名 住所  
 金子 衛 長野市大字栗田41番地  
 松尾 貞夫 長野市小島田町841番地1

## 重任

氏名 住所  
 山崎 一雄 長野市篠ノ井小森1213番地

## 退任

氏名 住所  
 赤沼 満 長野市大字北長池1544番地  
 大内 勇二 長野市稻里町中水鉈969番地

## 農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年9月15日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

- 1 許可番号 平成23年7月26日  
長野県佐久地方事務所指令23佐地建第7-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小諸市大字平原穴の前624-5、624-7、624-9、624-23、625-3、625-8、625-9
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小諸市大字八幡2390  
有限会社芳光 代表取締役 美齊津 明

## 建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年9月15日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

- 1 (1) 許可番号 平成23年5月23日  
長野県指令23建指第11-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市豊科294-2、295-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安曇野市豊科294 丸山由美子・丸山誠

- 2 (1) 許可番号 平成23年5月30日  
長野県指令22建指第12-15号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘郷原字南原948-1の内、962-イ-1、962-1の内、962-2、962-3、962-4、962-5、964-1、965-1、966、967、968、969、974-3、974-4、975-1、976-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
塩尻市大門七番町3-3  
塩尻市土地開発公社 理事長 米窪健一朗

## 建築指導課

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成23年9月15日

長野県公安委員会

## 1 講習の実施日、実施時間及び実施場所

- (1) 実施日  
平成23年11月7日（月）から平成23年11月10日（木）まで
- (2) 実施時間  
午前9時から午後5時まで
- (3) 実施場所  
千曲市大字磯部1144-4  
地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

## 2 受講定員

40人

## 3 受講の手続

- (1) 事前申込み
  - ア 事前申込みの方法
    - (7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
    - (8) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
    - (9) 電話1本につき1人の受付とします。
    - (10) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

## イ 受付日

平成23年10月5日（水）

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

## (2) 受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号

を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して、10月24日（月）から10月28日（金）までの間に提出してください。

ア 提出前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付）1枚

イ 代理人が受講申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

### (3) 講習手数料

講習手数料（38,000円）は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

### 5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年9月15日

長野県警察本部長 佐々木 真 郎

### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

パソコンコンピュータ 1,145台

### 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県警察本部警務部情報管理課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

### 3 落札者を決定した日

平成23年8月29日

### 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名 称 NECキャピタルソリューション株式会社長野営業所

(2) 所在地 長野市上千歳町1137番地23

### 5 落札金額

1月当たりの賃借額 2,748,270円

### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 7 入札公告を行った日

平成23年7月14日

情報管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月15日

長野県看護大学長 阿保順子

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

灯油 92,000リットル

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 納入期間

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間において別に指定する納入日

(4) 納入場所

長野県駒ヶ根市赤穂1694

長野県看護大学

(5) 入札方法

1 リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が、B以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前記納入場所に安定供給ができる者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県駒ヶ根市赤穂1694

長野県看護大学 事務局総務課

電話 0265（81）5100

### 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月29日（木）午前11時

イ 場所 長野県看護大学 管理棟小会議室2

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年9月22日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## (10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

医療推進課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月15日

長野県諏訪清陵高等学校長 佐藤尚登

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達する役務

諏訪清陵高等学校部室棟建設工事設計業務

## (2) 役務の特質

仕様書によります。

## (3) 履行期間

契約締結の日から平成23年12月26日まで

## (4) 履行場所名

長野県諏訪清陵高等学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。  
ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による1級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 管理技術者として1級建築士を配置できること。

ウ 県内に本店を有していること。

エ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

## (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## 3 支払条件

原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、契約金額の3割の範囲内で前金払をします。

## 4 関係図書等の縦覧期間及び場所等

委託契約書（案）、委託仕様書及び入札心得を、平成23年9月15日（木）から平成23年9月26日（月）まで次の場所において縦覧に供します。

諏訪市清水1-10-1

長野県諏訪清陵高等学校

電話 0266 (52) 0201

## 5 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月26日（月） 午後1時30分

イ 場所 長野県諏訪清陵高等学校 会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる資格を有することを証する書類を、平成23年9月21日（水）午後5時までに上記4の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

## 6 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課